

会館運営規則

1. 大田区北千束1丁目56番10号設置の会館は、地域住民の福祉の向上を目的とする。
2. 会館の管理運営を円滑に行うため、運営委員会を設ける。
3. 運営委員会は、委員長1名、委員5名で構成し、委員長は自治会長、委員は副会長5名の兼任とする。
4. 運営委員会は、以下の事項を審議決定する。
 - 1) 会館の管理および運営に関する件
 - 2) 会館の使用規則の改廃に関する件
 - 3) 会館の収支決算に関する件
5. 運営委員会の任期は2年間とし、再任を妨げない。
6. 会館の使用は、北千束北自治会会員のほか、千束地域の個人および団体とする。
7. 会館の使用規則および申込書の書式は、これを別に定める。
8. 運営委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、自治会の定期総会決算報告を行う。

会館使用規則

1. 会館使用の希望者は、必ず所定の申込書（別紙添付）に記入し、運営委員若しくは管理人に提出して、許可を受けなければならない。
2. 使用申込書は1カ月前から受け付ける。
3. 会館の利用者は、使用許可書を受け取った際、別紙に定める使用料を支払う。
4. 定期的な使用の場合、夏休みをする場合には1カ月前に申し出ること。無届の場合は半額を支払う。
5. 収めた使用料金は原則として返還しない。ただし使用の10日前までに解約を申し出て、相応の理由があると認めた場合は全額、3日前まで場合は半額返還する。
6. 休館日は、原則として毎週木曜日とする。
7. 会館は営利を目的として利用することは出来ない。
8. 会館は、政治団体およびこれに準ずる団体の会合、宗教団体およびこれに準ずる団体の会合に利用することは出来ない。
9. 会館使用の承認は、申し込み順序によるが自治会に緊急を要する会合の必要が生じた場合はこれを優先する。
10. 私用する時は管理人に開けてもらい、退出する時は、管理人に告げて下さい。
11. 会館の利用者は、座卓、座布団、湯飲みなどの備品を利用することが出来る。
12. 建物・施設・器具などを損傷した場合、会館の利用者は損害相当額を弁償しなければならない。
13. 会館内に利用者などの私物を置くことは出来ない。
14. 会館の利用者は、近隣の迷惑にならないように大声、騒音は謹んで下さい。
15. 使用後は①机・椅子は元通りに戻す、②作業後のごみは清掃後持ち帰り願います、③エアコンのスイッチ『切』の確認、④忘れ物が無いか再度確認、⑤最後に電気の消灯・ガスの元栓を確認してお帰り下さい。
16. 以上の規則のほか、必要と認めるものは、運営委員会の判断によって処理する。

以上